

令和7年1月28日

広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱
第9条に基づく指名停止措置の公表について

このことについて、次のとおり指名停止措置を行ったので公表します。

商号又は名称 代表者氏名 所在地	株式会社佐藤渡辺 代表取締役 鎌田 修治 東京都港区南麻布一丁目18番4号
措置期間	令和7年1月28日から令和7年5月27日まで（4か月）
事案の概要	上記業者の石川営業所長は、福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日、郡山区検察庁に談合罪で略式起訴された。 本件は、「広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱」第2条第1項及び談合等による指名停止について規定した別表第2第7号に該当する事案であるため、指名停止措置を実施する。
適用条項	「広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱」 第2条第1項及び別表第2第7号（談合等）
問い合わせ先	広島高速道路公社 総務部総務課財務係 TEL 082-508-6848